院内感染防止対策に関する取組事項

院内感染対策に係る基本的な考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められています。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務だと考えています。

院内感染対策に係る組織体制、業務内容

施設管理者は次に掲げる組織（カッコ内はその業務内容）を直轄しています。

- 院内感染対策委員会（対策内容の諮問機関業務）
- 感染管理室（対策の指揮、指導、教育、評価業務、他医療機関からの相談に対する助言）
- 感染管理チーム＝ICT（対策の日常実践業務）
- 抗菌薬適正使用支援チーム＝AST（院内外の抗菌薬の適正使用支援の推進）

抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬適正使用支援チーム＝AST は次の方策をとっています。

- 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者のモニタリング
- 微生物検査、抗菌薬選択、抗菌薬の用法・用量に関する評価と主治医へのフィードバック
- 検査状況や抗菌薬使用状況の統計学的評価
- 治療マニュアルの作成
- 抗菌薬の種類、用量等について定期的な見直し
- 抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を院内外から受ける体制の整備

他医療機関等との連携体制

地域の保健所や日本赤十字社ネットワークの医療機関等と感染対策について連携しています。特に、地域の保健所及び医師会、群馬県感染対策協議会、「感染対策向上加算」を算定し当院と連携している医療機関とは合同でカンファレンスを行うほか、新興感染症の発生時にも患者を受け入れられるように訓練を重ねています。他の医療機関からの感染対策や抗菌薬適正使用支援に係る相談を受け、適切に助言を行う体制を構築しています。

なお、本項目は「A234–2 の施設基準において掲示すべき内容」に基づいております。
2022 年 4 月 1 日